

市会発議第2号

福知山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月29日

発議者	福知山市議会議員	吉見 茂久
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
〃	〃	紀氏百合子
〃	〃	野田 勝康
〃	〃	桐村 一彦
〃	〃	森下 賢司
〃	〃	芦田 眞弘
〃	〃	荒川 浩司

福知山市議会議長 高橋 正樹 様

(別紙)

## 福知山市議会委員会条例の一部を改正する条例

福知山市議会委員会条例(昭和32年福知山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第11条(招集) 」を

「第11条(招集)

第11条の2(委員会の開会方法の特例)」に

改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

第11条の2 委員長は、災害等の発生、感染症のまん延防止等及び育児、介護、疾病、看護等のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第16条の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、参集できる委員は参集し、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第11条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。